

第23期第9回農業委員会総会

◇日時

平成30年3月14日（水）午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 鈴木勇作 2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博
6番 宮崎邦康 7番 細井洋治 8番 鈴木 実 9番 川島弘治
10番 木野秀俊 11番 篠 吉和 12番 木野篤志 13番 紅林隆男

◇欠席委員

5番 小町江津子

◇議事録署名委員

6番 宮崎邦康 7番 細井洋治

◇事務局

青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島

◇会議に付した事項

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議長

皆さん、こんにちは。先月の農業者大会は、お疲れ様でした。また、今月の末には経営者クラブとの合同研修も御座いますので、そちらもご参加宜しくお願ひします。さて、このところ季節も春めいて来まして農作業が忙しくなってきたのではないかと思います。皆さんも健康に気をつけて頂いてがんばりましょう。それでは只今から、第9回農業委員会総会を開催致します。それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は6番 宮崎委員 7番 細井委員 を指名します。

議長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (1件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (1件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (7件)

議長

それでは、議案第1号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、上程致します。事務局より提案説明を願ひます。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。平成30年3月14日 提出者 昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積277㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積892㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積846㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積52㎡ 面積合計2,067㎡ 申請者につきましては、■■■■■ ■■■■

■ 買い取り申請事由の生じた者につきましては、■■■■■ ■■■■■ 申出事由につきましては、平成29年9月23日 ■■■■■氏 死亡のため 以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について、説明願います。
9番 川島委員 説明願います。

9番委員

はい。説明致します。申請者名及び土地の所在は、事務局の説明のとおりです。平成30年3月6日に調査を行いました。土地の案内ですが、■■■■■の交差点から■■■■■方面の西へ約100m進み■■■■■の信号を左折し約280m南に進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、地番■■■■と■■■■の一部は果樹畑で梨の苗木を栽培していました。■■■■の一部と■■■■と■■■■は収穫後の田んぼでございます。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、ありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等がありますか。

委員一同

ありません

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、御異議ございませんか。

委員一同

異議なし

議長

御異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書を交付します。

議長

次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積54㎡ 届出人は、■■■■■ ■■■■■ 転用目的は、公衆用道路。
以上、宜しくお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の12番 木野篤志委員説明願います。

12番委員

はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、平成30年3月10日に行いました。土地の案内につきましては、■■■■■から北へ300m進んだ交差点を左折し60m進んだ右側の一面の土地です。農地の状況は、造成工事中でございます。周囲の状況は、東は、畑。南側は、住宅。西側は、畑。北側は、畑です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況畑 面積314㎡ 譲受
人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。
転用目的は、所有権移転で建売住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
9番 川島委員説明願います。

議 長

9番委員

はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおり
でございます。調査年月日は、平成30年3月6日 土地の案内と致しましては、■
■■■■交差点を北へ約340m進み字T字路を右折し約50m進んだ右側の土地で
す。農地の状況ですが、作付けはされておらず更地の状態でございます。周囲の
状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、住宅。北は、道路です。特記事項
は特にありません。以上です。

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

議 長

次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より
専決した内容の説明を願います。

議 長

事務局長

はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積409㎡ 譲受
人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。
転用目的は、所有権移転で分譲住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
7番 細井委員説明願います。

議 長

7番委員

はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおり
でございます。調査年月日は、平成30年3月10日 土地の案内と致しましては、■
■■■■交差点を■■■■■に入り南方向へ210m進み右折し50m進んだ右側の土
地でございます。農地の状況ですが、梅6本植栽されています。また、南側道路
に接して3m×5mの駐車場がございます。全体を玉龍で四区画に分けてありま
すが耕作はしていません。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、住
宅。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

議 長

次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出について事務局より
専決した内容の説明を願います。

議 長

事務局長

はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積392㎡ 同じ
く地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積7.87㎡ 面積合計399.87㎡ 譲受人は、
■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目
的は、所有権移転で分譲住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。

12番 木野篤志委員説明願います。

議 長

はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年3月10日 土地の案内と致しましては、■■■■から北へ約350m進み■■■■交差点を左折し約150m進み■■■■交差点手前の右側の土地です。農地の状況ですが、畑のままで良く耕耘されました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、道路。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

12番委員

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

次に、報告第2号 番号4 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

議 長

はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号4 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積540㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で分譲住宅でございます。以上、宜しくお願いします。

事務局長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
12番 木野篤志委員説明願います。

議 長

はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年3月10日 土地の案内と致しましては、■■■■より北へ300m進み交差点を左折し60m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、造成工事中の土地です。周囲の状況ですが、東は、畑。南は、住宅。西は、畑。北は、畑です。特記事項は特にありません。以上です。

12番委員

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

次に、報告第2号 番号5 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

議 長

はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号5 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積350㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で住宅用地でございます。以上、宜しくお願いします。

事務局長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
7番 細井委員説明願います。

議 長

はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年3月10日 土地の案内と致しましては、■■■■交差点より■■■■■を■■■■■である北へ150m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、南側1/3程が駐車場で残りの北側が住宅です。調査時点では住宅が解体中で壁と塀が残っている状況でした。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、道路。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

7番委員

議 長

議 長

これを持ちまして農業委員会総会を閉会します。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		